



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2020年5月25日号

オンライン診療に係る時限的・特例的な取扱いのうち「今後定着すべき措置」を検討

《背景》 政府の国家戦略特別区域諮問会議で、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策に関連して発出された、電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いのうち、今後医療の現場に定着すべき措置を検討する方針が示された。

《解説》 初診から電話等による診療を可能とした4月10日付厚生労働省事務連絡を念頭に、追加の規制改革事項として議論されているものです。時限的・特例的な取扱いについて、ウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の定着を図る中で明らかになった具体的ニーズや課題を踏まえ、年内をめどに検討するとしています。ウイルス感染拡大収束後(平時)も医療現場に定着すべき事項を、特区に限るか全国が対象かなども含めて検討が行われるとみられます。また、同諮問会議では、時限的・特例的な取扱いは緊急事態宣言の解除後も引き続き効力を有すると確認しました。

◎通常の診療と時限的・特例的な取扱い等による診療の概要

	通常(平時)の診療	オンライン診療 (施設基準を満たし届け出た医療機関)	4月10日付事務連絡による 時限的・特例的な取扱い等
初診	対面	対応不可	電話や情報通信機器を用いた実施が可能。 (電話等による初診、再診の実施、対応診療科、担当医師名などを記載した調査票を都道府県に提出)
再診	原則対面(患者や家族から電話等で治療上の意見を求められ、必要な指示をした場合は、再診料の算定が可能)	初診から(対面診療の期間が)3カ月以上である患者にテレビ電話等の情報通信機器を用いて実施。	
診療報酬	初診料 288点 再診料 73点	オンライン診療料 71点 オンライン管理料等 100点 (いずれも月1回算定)	初診料 214点 再診料 73点 医学管理料等 月1回147点
対象患者(疾患)		① 特定疾患療養管理料などの管理料・指導料等(10種類)を算定している患者 ② 在宅自己注射指導管理料を算定している糖尿病や肝疾患の患者 ③ 慢性頭痛患者	※「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を対面診療で算定していた患者に対し、電話等による診療においても管理を行う場合

※診療報酬の規定と「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)などに基つき医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867